

○小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則

平成4年9月21日

規則第10号

改正 平成5年8月13日規則第11号

平成6年2月12日規則第3号

平成6年12月15日規則第17号

平成6年12月19日規則第18号

平成7年12月6日規則第18号

平成8年8月5日規則第13号

平成8年10月16日規則第18号

平成9年8月13日規則第14号

平成9年10月1日規則第17号

平成9年10月16日規則第18号

平成10年2月19日規則第3号

平成10年7月17日規則第24号

平成10年7月31日規則第25号

平成11年3月3日規則第3号

平成11年8月3日規則第22号

平成12年12月25日規則第31号

平成13年2月26日規則第8号

平成13年12月13日規則第28号

平成14年6月28日規則第16号

平成15年5月29日規則第26号

平成17年3月31日規則第14号

平成18年3月29日規則第20号

平成18年9月29日規則第42号

平成19年3月15日規則第5号

平成20年3月21日規則第2号

平成22年9月14日規則第25号

平成24年7月6日規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、小川町（以下「町」という。）ひとり親家庭等の医療費の支

給に関する条例（平成4年条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（条例第2条第1項の規則で定める程度の障害の状態）

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

（条例第2条第2項の規則で定める児童の状態）

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 児童の父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が第4条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- (2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が第4条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

（条例第2条第2項第3号の規則で定める程度の障害の状態）

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりとする。

（条例第2条第2項第5号の規則で定める児童）

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (3) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (4) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

（条例第2条第5項の規則で定める社会保険各法）

第6条 条例第2条第5項に規定する規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（条例第3条第2項第2号の規則で定める施設）

第7条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設

(通所により利用する施設を除く。)とする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)

(2) 前号に掲げる施設のほか、条例第3条に規定する対象者、対象者に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設

(条例第3条第2項第5号の規定で定める医療費支給事業)

第8条 条例第3条第2項第5号に規定する規則で定める医療費支給事業は、小川町重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和51年小川町条例第6号)に基づく医療費の支給事業とする。

(条例第4条第1項の規則で定める額)

第9条 条例第4条第1項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第3、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表第4のとおりとする。

(1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がない者

(2) 第5条第2号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がない者

(3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 第5条第3号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでない者

(5) 第5条第4号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第5のとおりとする。

(条例第4条第1項の所得の範囲)

第10条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、申請日の前年の所得(1月から6月までに申請するものについては、前々年の所得。条例第8条第2項の規定により申請する場合は対象となる年の前々年の所得。以下同じ。)のうち、次に掲げる所得とする。

(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に

掲げる税を含む。以下同じ。) についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第31条に規定する母子家庭自立支援給付金(以下「母子家庭自立支援給付金」という。)に係るものを除く。)

(2) 条例第3条第1項第1号に規定する母の場合にあってはその監護する児童の父から、同号に規定する父の場合にあってはその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から、当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下「養育費所得」という。)

(3) 条例第3条第1項第1号に規定する児童が同号に規定する母の場合にあってその監護する児童の父から受ける養育費所得又は同号に規定する父の場合にあってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から受ける養育費所得は、前号で規定する父又は母の所得とみなす。

(条例第4条第1項の所得の額の計算方法)

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(母子家庭自立支援給付金に係るものを除く。)、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額及び養育費所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号、又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

- (2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）
- (3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（母又は父を除く。）については、27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）
- (4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円
- (5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額
（条例第4条第2項の規則で定める特例）

第12条 条例第4条第2項に規定する規則で定める特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの条例第7条に規定するひとり親家庭等医療費（以下この条において「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給について、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する医療費で同項に規定する期間に係る金額を町長に返還しなければならない。

- (1) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（養育者を除く。）。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第3で定める額以上であるとき 当該被災者に支給されたひとり親家庭等医療費
- (2) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（父又は母を除く。）。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被

災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第4で定める額以上であるとき 当該被災者に支給されたひとり親家庭等医療費

(3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第9条第2項別表第5で定める額以上であるとき 前2号に支給されたひとり親家庭等医療費

(条例第5条の受給者証の交付申請)

第13条 条例第5条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）（様式第1号）に、条例第3条第1項の対象者及び条例第4条の規定による配偶者又は扶養親族等に係る次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類
- (2) ひとり親家庭等認定調書（様式第2号）
- (3) 戸籍の謄本又は抄本
- (3)の2 児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本（養育者の場合）
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) 前年の所得の状況を証する書類（1～6月に申請する者にあつては前々年）
- (6) 養育費申告書（様式第2号の2）
- (7) 前各号のほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、前項第2号から第6号までの書類の添付を省略することができる。

3 小川町長（以下「町長」という。）は、条例第5条の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したとき（条例第4条の規定に該当するときは除く。）は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳（様式第1号）に記載して、ひとり親家庭等医療費受給者証（様式第3号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

4 町長は、条例第5条の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請

却下決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 5 町長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第4条の規定により対象者としないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給停止通知書（様式第4号の2。以下「支給停止通知書」という。）により通知するものとする。

（受給者証の有効期間）

第14条 受給者証の有効期間は、申請日又は更新日からそれ以後最初の12月31日又は受給資格消滅日のうち早いほうの日までとし、1月1日に更新する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当する者は、それぞれ当該各号に規定する日を申請日とみなす。

- (1) 対象者等に異動があった後15日以内に条例第5条の申請をしたとき 異動があった日
- (2) 対象者が他市町村（特別区を含む。）から転入後15日以内に条例第5条の申請をしたとき 転入日
- (3) 対象者が災害その他やむを得ない理由により条例第5条の申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたとき やむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日

（受給者証の返還）

第15条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を町長に返還しなければならない。

（受給者証の再交付）

第16条 受給者は、受給者証を破り、汚し又は失ったときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（様式第5号）により町長に受給者証の再交付を申請することができる。

- 2 受給者証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その受給者証を添えなければならない。
- 3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、失った受給者証を発見したときは、速やかに発見した受給者証を町長に返還しなければならない。

（条例第7条の支給の方法）

第17条 医療費の支給を受けようとする受給者は、病院、診療所若しくは薬局等に受給者証を提示し、ひとり親家庭等医療費の支払った額について、ひとり親家

庭等医療費支給申請書（様式第6号）により町長に申請しなければならない。

（支給決定の通知）

第18条 町長は、前条の申請の内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給台帳（様式第7号）に記載し、ひとり親家庭等医療費支給決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（条例第8条の規則で定める届出）

第19条 条例第8条第1項の規則で定める届出は、ひとり親家庭等医療費受給者変更（消滅）届（様式第9号）に受給者証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）（様式第1号）に住民票、ひとり親家庭等認定調書及びひとり親等又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得（未届出がある場合は未届出年すべての所得を含む。）の状況を証する書類を添えて、毎年10月21日から11月20日までに、行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者については、届出を省略することができる。

（受給者証の更新、支給停止の通知等）

第20条 町長は、前条の規定により届出を受理した場合（前条第2項ただし書の規定により届出を省略した場合を含む。）において、条例第4条第1項の規定に該当しないと決定したときは、受給者証を交付し、また、同条の規定により対象者としないと決定したときは支給停止通知書により通知するものとする。

2 町長は、受給者が条例第3条の資格要件に該当しなくなったと認めたときは、ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書（様式第10号）により、当該受給者であった者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

（添付書類の省略）

第21条 町長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附 則

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、平成5年8月1日から適用する。

附 則（平成6年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成5年9月27日から適用する。

附 則（平成6年規則第17号）

この規則は、公布の日から施行し、平成6年8月1日から適用する。

附 則（平成6年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成7年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、平成7年8月1日から適用する。

附 則（平成8年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、平成8年8月1日から適用する。

附 則（平成8年規則第18号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成8年10月1日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成9年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年8月1日から適用する。

附 則（平成9年規則第17号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成9年規則第18号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 改正後の規定は、平成9年9月1日以後の診療に係る一部負担金の額について適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額については、なお従前の例による。
- 3 平成9年9月1日から平成11年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の第6条の規定の適用については、同条第2号中「老人保健法第28条第1項第2号に規定する一部負担金に相当する額」とあるのは、平成9年9月1日から平成10年3月31日までの間は「1日につき1,000円」と、平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間は「1日につき1,100円」とする。

（条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 改正後の規定は、平成9年9月1日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成10年規則第3号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成10年規則第25号）

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第3号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、平成11年7月1日から適用する。

附 則（平成12年規則第31号）

1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

2 改正後の規定は、施行日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成13年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成13年規則第28号）

1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

2 改正後の規定は、施行日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成14年規則第16号）

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行し、平成15年3月1日から適用する。

附 則（平成17年規則第14号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第20号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第42号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 25 号）

- 1 この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。ただし、この規則による改正後の小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定の様式は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の様式による申請及び届出は、この規則による改正後の小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定の様式による申請及び届出とみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の小川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定に基づく様式による用紙については、必要な訂正をし、当分の間使用することができる。

附 則（平成 24 年規則第 14 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

- 1 両眼の視力の和が 0.08 以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢のすべての指を欠くもの
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

- 1 6 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 1 7 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2 (第4条関係)

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3 (第9条関係)

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に

	規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族があるときは、当該特定扶養親族1人につき150,000円を、その額に加算した額)
--	---

別表第4（第9条関係）

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額)

別表第5（第9条関係）

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額)

(裏)

[記入上の注意]

1 ①の欄

(1) 「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票に記載されているとおり記入してください。住所と住民登録地が違うときは、現住所を()書きで記入してください。

(2) 「生活保護、児童扶養手当」受給状況欄は該当するものを○で囲み、受給している場合には、受給開始年月日を記入してください。

2 ②の欄

ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。

3 ③の欄

申請者、児童及び申請者と生計を同じくする人全員について記入してください。

4 ④の欄

児童に障害があるときは、氏名と障害名を記入してください。

5 ⑤の欄

支給される医療費の振込先金融機関を記入してください。

6 ⑥の欄

「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

「国保」は国民健康保険、「組合」は組合管掌健康保険、「政管」は政府管掌健康保険、「日雇」は日雇特例被保険者、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済、「後期」は後期高齢者医療制度の略です。

7 ⑧の欄

事実上の婚姻関係にある配偶者も含みます。

8 ⑨の欄

あなたと生計を同じくしている(あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

9 ⑩の欄

地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。なお、地方税法に定める老人扶養親族があるときは、その数を()内に再掲してください。

10 ⑪の欄

当該児童がいる場合は、児童名、児童の生年月日、続柄、住所及び同居、別居の別を提出してください。児童とは、地方税法に定める扶養親族以外の18歳に達した日の

属する年度の末日までの児童(障害者の場合は20歳未満の者)をいいます。

11 この申請書に下記の書類を添えてください。

- (1) あなたと児童の健康保険証
- (2) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本(あなたが養育者であるときは、児童の父母の戸籍又は除籍謄本又は抄本)
- (3) 世帯全員の住民票の写し(続柄表示のあるもの)
- (4) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、前の住所地の市町村長の所得証明書
- (5) ひとり親家庭等認定調書
- (6) ④に記入の場合は、障害の程度を確認できる書類
- (7) 養育費申告書
- (8) 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書(児童扶養手当証書を提示できる方は、上記(2)から(7)までの書類は必要ありません。)

※ この申請書を現況届とする場合は、上記(3)から(5)までと(7)の書類を添えてください。

12 税の申告を行っていない場合は、この事業の支給を受けられません。(扶養義務者となっていた場合は除きます。)

13 申請について、不明な点は担当の職員におたずねください。

様式第2号(第13条関係)その1

⑧ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ア 離婚」に該当する場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他の参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあった ときの住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解消理由	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

小川町長 あて

住所 比企郡小川町

氏名

印

その2

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「イ 死亡」に該当する場合)

死亡した児童 の父又は母の氏名	
死亡年月日	年 月 日
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

小川町長 あて

住所 比企郡小川町

氏名 印

その3

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ウ 障害」に該当する場合)

障害の状態にある児童 の父又は母の氏名		
障 害 名		
確 認 方 法	確 認 書 類	1身障手帳 2療育手帳 3診断書 4その他
	手帳等の番号	
	等 級	
	発 行 者	
そ の 他 参 考 事 項		

上記の障害確認が診断書による場合

就 労 状 況	1 就労している 2 就労していない (理 由) 3 現在休職中 (休職期間)
日 常 生 活 状 況	1 介護状況(常時監護が必要・その他) 2 身辺処理状況(手助けが必要・その他)
通 院 等 の 状 況	通 院 月平均 回 過去1年間の入院歴 回延べ 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

小川町長 あて

住所 比企郡小川町

氏名

印

その4

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「エ 生死不明」に該当する場合)

生死が明らかでない 児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

小川町長 あて

住所 比企郡小川町
氏名

印

その5

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「オ 遺棄」に該当する場合)

遺棄している父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童の関係	1実父(母) 2義父(母) 3認知した父
遺棄の区分	1父親が家出 2母親が家出
遺棄している児童の父又は母の行方	1不明 2判明 住所 電話
子どもの安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1無 2有(頻度)
仕送り	1無 2有 (1)定期的に有り(月 円) (2)時々有り (1回 円) (3)年 月まで有りその後無し
警察、親類等への捜索依頼	1無 2有(年 月 警察署届出)
離婚の意思	1無 2有 3現在はないが将来は考えたい
離婚後の児童の養育	1母親 2父親 3その他()
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1無 2有(抹消予定 年 月 日)
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

小川町長 あて

住所 比企郡小川町
氏名

印

その6

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「カ 拘禁」に該当する場合)

拘禁されている児童の父又は母の氏名	
拘禁期間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添付書類	別添 拘禁証明書
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

小川町長 あて

住所 比企郡小川町
氏名

印

その7

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「キ 未婚の女子の子」に該当する場合)

父 の 状 況	1 不明 (理由) 2 判明 氏名 住所 妻の有無 1 有 2 無
子どもの安否を気遣う 電話、手紙等	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
子どもの安否を気遣う 訪 問	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
仕 送 り の 状 況	1 有 (1) 定期的に有り(月 万円) (2) 時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し 2 無
生 計 の 維 持 方 法	
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

小川町長 あて

住所 比企郡小川町
氏名 印

その8

⑧ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ク 父母死亡」及び「ケ その他」に該当する場合)

児童の父の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
児童の母の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

小川町長 あて

住所 比企郡小川町

氏名

印

様式第2号の2(第13条関係)

養育費申告書

※受付年月日 年 月 日

	受取人	養育費の額	誰からのものか	備考
1 月	母(父)・児童	円		
2 月	母(父)・児童	円		
3 月	母(父)・児童	円		
4 月	母(父)・児童	円		
5 月	母(父)・児童	円		
6 月	母(父)・児童	円		
7 月	母(父)・児童	円		
8 月	母(父)・児童	円		
9 月	母(父)・児童	円		
10 月	母(父)・児童	円		
11 月	母(父)・児童	円		
12 月	母(父)・児童	円		
合計	母(父)	円		
	児童	円		

上記のとおり相違ありません。
年 月 日 氏名

- (注)1 前夫(妻)(ひとり親家庭等医療費の支給対象となっている児童の父(母))から前年(ただし、1月から6月までの間に申請する人の場合は前々年。現況届をする人の場合は対象となる年の前々年)に、受給者又は児童が受け取った金品その他の経済的利益(以下「養育費」といいます。)がある場合には、その額を記入してください。
- 2 養育費が無い場合は「養育費の額」の欄に必ず「0」を記入してください。
- 3 養育費は、ひとり親家庭等医療費支給制度における所得となりますので、正確に申告してください。
- 4 上記の※の欄は、担当者が記入しますので、記入しないでください。

様式第3号(第13条関係)

(表)

㊦ ひとり親家庭等医療費受給者証					
記号番号					
申請者	氏名				
	住所	小川町			
受給者	氏名	性別	続柄	生年月日	備考
		男・女			
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日交付					
埼玉県比企郡小川町長 印					

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、医療機関等に受診した際、町が保険の自己負担分の一部を助成するための証ですから、大切に保管してください。
- 2 この制度による診療を受けるときは、必ずこの証と被保険者証と一緒に病院等の窓口へ提出してください。
- 3 受給の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を町長にお返しください。
- 4 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、町長に届け出てください。
- 5 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 6 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全額又は一部を返還しなければならないことがあります。

様式第4号(第13条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証
交付申請却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

比企郡小川町長

印

平成 年 月 日付で申請のあったひとり親家庭等医療費受給者証交付申請
については、審査の結果、次の理由で対象者と認められませんので通知します。

氏 名

理 由

- 1 異議申立てについてこの処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、小川町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 取消訴訟についてこの処分の通知を受けた日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の通知を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを、小川町長を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において小川町を代表する者は、小川町長です。

様式第4号の2(第13条関係)

ひとり親家庭等医療費支給停止通知書

第 号

年 月 日

様

小川町長

印

次のとおり、ひとり親家庭等医療費の支給停止を決定しましたので通知します。

1 支給停止の理由

2 支給停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

1 異議申立てについて

この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、小川町長に対して異議申立てをすることができます。

2 取消訴訟について

この処分の通知を受けた日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の通知を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを、小川町を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。

この場合、当該訴訟において小川町を代表する者は、小川町長です。

様式第5号(第16条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証
再 交 付 申 請 書

年 月 日

小川町長 あて

住 所 比企郡小川町
氏 名 印

下記のとおりひとり親家庭等医療費受給者証の再交付を申請します。

記

受給者証記号番号	
受給者証交付年月日	年 月 日
再交付申請理由	1 紛失した 2 破いた 3 汚した 4 その他(理由を具体的に書いてください。)

(注) 破いた又は汚した場合は、当該受給者証を添えて提出してください。

様式第6号(第17条関係)

㊦ ひとり親家庭等医療費支給申請書					
年 月 日					
小川町長 あて					
住所 比企郡小川町 氏名 電話 ()					
印					
下記のとおり医療費を申請します。					
受給者	受給者証 記号番号		加入 医療 保険	世帯主・被保険者・ 組合員・加入者の氏 名	
	ふりがな 氏名			市町村民税の状況	課税・非課税
区分	入院	年 月 日から入院日数 日	記号番号	記号番号	
	外来	年 月分外来日数 日		名称	電話 ()

注)1 上部申請書は、申請者が記入してください。

	入院	日	外来	日
領収書				
¥ _____				
ただし、 年 月分保険診療一部負担金(他法人負担金 円含む) ー入院時食事療養標準負担額は含まないー				
保険診療総点数	点	他法負担点数	点	
年 月 日				
_____様				
医療機関等所在地(住所)				
名称				
氏名				
印				

注)1 上部領収書欄は、医療機関等で記入してください。

2 他法負担点数は、公費負担で支払われる額を点数で記入してください。

処 理 欄	受付	年 月 日	通知	年 月 日	支払	年 月 日
	保険診療一部負担金	高額療養費	附加給付	条例第6条自己負担金	支給額計	
	円	円	円	円	円	

様式第8号(第18条関係)

ひとり親家庭等医療費支給決定通知書

番 号
年 月 日

様

比企郡小川町長 印

年 月 日付で申請のあったひとり親家庭等医療費については、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

記

1 支給額 円

2 支給方法

あなたの指定金融機関の口座に振り込みました。

様式第9号(第19条関係)

㊦ ひとり親家庭等医療費受給者変更(消滅)届

受給者証記号番号				
変更の場 合	新氏名 (旧氏名)	() () のため変更)		
	新住所 (旧住所)	〒 () 電話 ()		
	(新)勤務内容	職業		
		勤務先		
		勤務先所在地		
	(新)加入医療保険	保険の種類		
		世帯主・被保険者・組合員・加入者の氏名	申請者との続柄	
		記号番号	保険者	符号名称
		保険者所在地	〒 () 電話 ()	
		附加給付の有無		
その他の事項				
変更年月日	年 月 日			
消滅の理由 場 合	1 他市(町村)に転出			
	2 生活保護等受給			
	3 死亡			
4 ひとり親家庭等でなくなった	具体的理由()			
	5 その他()			
消滅年月日	年 月 日			
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費支給事業の		申請事項が変更 受給資格が消滅	したので届け 出します。	
年 月 日				
小川町長 　　あて		住所 比企郡小川町		
		氏名 印		

様式第10号(第20条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書

番 号
年 月 日

様

比企郡小川町長 印

次のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格が消滅しましたので通知します。

- 1 消滅者氏名
- 2 消滅した年月日 年 月 日
- 3 消滅した理由

- 1 異議申立てについてこの処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、小川町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 取消訴訟についてこの処分の通知を受けた日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の通知を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを、小川町長を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において小川町を代表する者は、小川町長です。

様式第1号（第13条・第19条関係）

様式第2号（第13条関係）その1

様式第2号の2（第13条関係）

様式第3号（第13条関係）

様式第4号（第13条関係）

様式第4号の2（第13条関係）

様式第5号（第16条関係）

様式第6号（第17条関係）

様式第7号（第18条関係）

様式第8号（第18条関係）

様式第9号（第19条関係）

様式第10号（第20条関係）